

公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター

職 員 ほ う 賞 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター（以下センター）という。）職員就業規則第34条第2項の規定に基づき、職員の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 表彰内容及び範囲は次のとおりとする。

- (1) 職務上、功績顕著と認められる者
- (2) 勤務成績が優秀で、他の模範とするに足る者
- (3) 永年勤続し、功労があり、かつ別表に該当する者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状又は感謝状に記念品を添えて授与して行うことができるものとする。

2 前条第3号の表彰は、退職報告があったときに会長に進達し、行うものとする。

(選考の方法)

第4条 第2条の表彰者の選考にあたっては、会長が決定する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、ほう賞に関し必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則（平成23年12月15日理事会議決）

この規程は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表（第2条関係）

勤続年数の期間	記念品の額の範囲
5年	5,000円 (5年以上の場合は、5年を1単位として乗するものとする。5年未満は切り捨てるものとする。)